

(要領様式第2)

事業計画概要書に対する市長意見書

令和3年11月15日

株式会社ゾエブモータース

代表取締役 アルシャド・モハマド 様

長野市長 荻原健司

令和3年9月30日付けで提出のあった事業計画概要書について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第52条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野市大字鶴賀緑町1457番地3 株式会社ゾエブモータース 代表取締役 アルシャド・モハマド	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野市信州新町竹房字川田 230番1、234番5、247番3	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	使用済自動車の解体施設	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	使用済自動車	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	3台/日	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	変更後	変更前
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(1) 信州新町地区竹房区 (2) 信州新町地区新町第一区 根拠：長野市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3第1項(5)	
(8) 関係住民の範囲及びその根拠	周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内において農業、林業、漁業を営む者 処理施設の設置、変更又は維持管理に関し、生活環境上の利害関係を有する者 根拠：長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第45条第2項及び条例施行規則第40条第1号	

(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	令和3年11月20日(土)午後2時から 長野市信州新町大字新町31番地2 信州新町水防会館「アクアホール」
--------------------------------	---

2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。